

令和5年第4回伊達市議会定例会  
議案説明資料（追加）

| 議案名                           | 資料名                       |
|-------------------------------|---------------------------|
| 議案第18号 伊達市手数料条例の一部を改正する条例     | 伊達市手数料条例の一部を改正する条例の概要     |
| 議案第19号 伊達市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | 伊達市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要 |

**議案第18号説明資料**

伊達市手数料条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

「戸籍法」及び「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に伴い、所要の条例改正を行うものである。

2 改正の内容

戸籍及び除籍に係る次の事項を手数料を徴収する事項に加え、その手数料の金額を定めるほか、所要の規定の整備を行う。

- (1) 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号（戸籍及び除籍の電子証明書を提供するためのパスワードをいう。）の発行
- (2) 届書等情報（届書等の書類を画像情報として作成したものをいう。）の内容の証明書の交付又は内容の閲覧に供する事務

3 新旧対照表

| 改 正 案  |                                      | 現 行  |                                      |
|--|--------------------------------------|--|--------------------------------------|
| <b>別表（第2条関係）</b>   |                                      | <b>別表（第2条関係）</b>   |                                      |
| 2 戸籍法（昭和22年法律第224号）関係  |                                      | 2 戸籍法（昭和22年法律第224号）関係  |                                      |
| 手数料を徴収する事項   | 手数料の金額                               | 手数料を徴収する事項   | 手数料の金額                               |
| 1 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は<br><u>戸籍証明書</u><br><br><u>の交付</u>   | 1 通につき 450円（多機能端末機による交付の場合にあっては、10円） | 1 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は<br><u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付 | 1 通につき 450円（多機能端末機による交付の場合にあっては、10円） |
| 2 <u>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場</u> | <u>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</u>      |  |                                      |

|  |                                 |   |                       |
|--|---------------------------------|---|-----------------------|
| <p>合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>  |                                 |   |                       |
| <p>3 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>の交付</p>  | <p>1 通につき 750円</p>              | <p>2 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p> | <p>1 通につき 750円</p>    |
| <p>4 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p> | <p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p> |   |                       |
| <p>5 戸籍に記載した事項に関する証明</p>   | <p>証明事項1件につき 350円</p>           | <p>3 戸籍に記載した事項に関する証明</p>  | <p>証明事項1件につき 350円</p> |
| <p>6 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明</p>   | <p>証明事項1件につき 450円</p>           | <p>4 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明</p>  | <p>証明事項1件につき 450円</p> |

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| <p>7 戸籍法（昭和22年法律第224号。以下「法」という。）第48条第1項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、<u>法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</u></p> | <p>1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき 1,400円）</p> | <p>5 戸籍法（昭和22年法律第224号。以下「法」という。）第48条第1項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付<u>又は法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</u></p> | <p>1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき 1,400円）</p> |
| <p>8 法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務<u>又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</u></p>  | <p>書類<u>又は届書等情報の内容を表示したものの</u>1件につき 350円</p>  | <p>6 法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務</p>   | <p>書類<br/>__1件につき 350円</p>  |

**議案第19号説明資料**

伊達市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

「健康保険法」の一部改正等に伴い、所要の条例改正を行うものである。

2 改正の内容

次に掲げる改正のほか、所要の規定の整備を行う。

- (1) 出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険税及び被保険者均等割保険税の軽減措置を講ずる。
- (2) 特例対象被保険者等に係る申告に当たり、事実確認に用いることのできる書類を限定する。

3 新旧対照表

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p>(保険税の減額)</p> <p><b>第23条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、<u>出産の日。以下同じ。</u>）の属する月（以下「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、<u>3月前</u>）から<u>出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」</u>という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> | <p>(保険税の減額)</p> <p><b>第23条</b> 略</p> <p>2 略</p> |

- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額  
当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額  
に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得  
た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均  
等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均  
 等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減  
 額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期  
 間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産  
 被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該  
 出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額  
 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額  
 （第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の  
 被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のう  
 ち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例）

**第23条の2** 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険  
 の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5  
 の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2第1項において同  
 じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条  
 第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2  
 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合にお  
 いては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算し  
 た金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）と、  
 「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中  
 「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者  
 等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得につい  
 ては、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当す  
 る金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

（特例対象被保険者等に係る申告）

**第24条の2** 略

（特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例）

**第23条の2** 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険  
 の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5  
 の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2 \_\_\_\_\_ において同  
 じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条  
 第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2  
 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合にお  
 いては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算し  
 た金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）と、  
 「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中  
 「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者  
 等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得につい  
 ては、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当す  
 る金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

（特例対象被保険者等に係る申告）

**第24条の2** 略

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給者資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知同省令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

（出産被保険者に係る届出）

**第24条の3** 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

## 附 則

（公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例）

9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用につい

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給者資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知同省令第19条第3項に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

## 附 則

（公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例）

9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用につい

ては、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例）

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例）

ては、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例）

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例）





属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の\_\_\_\_\_規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の\_\_\_\_\_規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の\_\_\_\_\_規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法

属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法

律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。